

第26回茨城県実業団テニストーナメントB大会出場資格

平成23年12月
茨城県テニス協会
実業団委員会

- 1 平成24年2月1日現在、出場する会社または団体の社員（嘱託を含む。但し、雇用契約のある者）であってアマチュアに限る。
また、実業団の子会社（親会社が資本金の20%以上を出資していること）から親会社に出向している社員も選手として出場することができる。
- 2 学生、パート（アルバイト）、講師は出場資格を与えない。
- 3 同一会社または団体であれば関東地区内の他の事業所と合同でチームを編成することができる（補強）。但し、実業団団体戦で他県にエントリーした選手は除く。
- 4 男子は過去7年間（平成17年以降）、女子は過去5年間（平成19年以降）に、全日本選手権（本戦）に出場した者は出場できない。
男女共、過去5年間（平成19年以降）に全日本学生選手権に出場し、シングルス・ベスト32、ダブルス・ベスト16に入った者は出場できない。
- 5 茨城県テニス協会に登録しているチームおよび選手。
- 6 茨城県実業団テニストーナメントA大会との重複出場は認めない。
- 7 日本リーグに登録中の選手は出場できない。但し、この登録中、日本リーグに出場した実績のない選手に限り、次回同チームでの日本リーグに登録しない旨チーム代表者から実業団委員会に申告があった場合は出場できる。
- 8 女子チームについて、元社員・元職員の出場を1ポイント（S又はD）に限り認める。
- 9 男女共に、部長、監督、マネージャー各1名、選手5名以上9名以内でチームを編成する。
男女共、選手が部長、監督、マネージャーを兼務できる。
- 10 上記1～7項に違反した事が判明した場合、そのチームは当該年度の実業団大会出場資格を失う。大会中、チームの対戦が終了した後に判明した場合は、その対戦は終了したものとし、以後、失格する。関東大会への出場権を得た場合も失格とし、次順位のチームを繰り上げる。

以上

